

令和5年度 山梨県医師修学資金 修学生募集要項

山梨県では、**医師修学資金修学生**を募集します。

この制度は、将来山梨県内で診療に従事する意思のある医学生の皆様に修学資金を貸与し、**一定期間県内の公立病院などに勤務した場合に、修学資金の返還を免除する**制度です。

詳細につきましては、山梨県庁医務課までお問い合わせ下さい。
富士の国やまなしは、皆様の応募をお待ちしております。

募集期間 **令和5年4月3日（月）**

～5月8日（月）

【医務課・大学窓口必着】



修学資金貸与制度の概要

種別	第一種 医師修学資金	第二種 医師修学資金	第三種 医師修学資金
対象者	次の要件を全て満たす者 ① 大学の医学を履修する課程に在学していること ② 将来、県内の公立病院等に医師として勤務する意思があること	次の要件を全て満たす者 ① ・山梨大学医学部医学科に在学していること または ・北里大学の医学部医学科に山梨県地域枠で入学し、在学していること ② 将来、県内の特定公立病院等に医師として勤務する意思があること	次の要件を全て満たす者 ① 山梨大学大学院の医学を履修する課程に在学していること ② 医師免許を取得していること ③ 将来、県内の公立病院等に医師として勤務する意思があること
月額	50,000円 (6年間：3,600,000円)	130,000円 (6年間：9,360,000円)	50,000円 (4年間：2,400,000円)
貸与人数	①山梨大学：5人 ②県外大学：5人 ○全学年対象 ・1年生を優先しますが、貸与枠に余裕がある場合、 <u>2年生以上にも貸与します。</u> ・貸与人数は、調整する場合があります。	①山梨大学：40人 ・一般枠入学者 ・地域枠入学者(※1) ②北里大学 1年生：2人 ・地域枠入学者のみ	山梨大学大学院：5人 ・貸与人数は、調整する場合があります。
貸与期間	貸与決定の年から、大学の正規の修業年限まで	同 左	貸与決定の年から、大学院の正規の修業年限まで
返還にあたる金利	年 10%		
利息適用期間	臨床研修を開始した日から返還事由が生じた日まで	臨床研修を開始した日から返還事由が生じた日まで	貸与を受けた日の翌日から返還事由が生じた日まで

返還債務が免除になる要件	次の要件を全て満たした場合	次の要件を全て満たした場合	次の要件を全て満たした場合
	① 卒業後、2年以内に医師の免許を取得	① 卒業後、2年以内に医師の免許を取得	修了又は退学後から引き続いて3年間、県内の公立病院等において診療に従事
	② 医師免許取得後、6年を経過するまでに3年間、県内の公立病院等（※2）において診療に従事	② 医師免許取得後、貸与期間の5/2に相当する期間を経過するまでに貸与期間の3/2に相当する期間、知事が指定する（※3）県内の特定公立病院等（※4）において診療に従事	
③ 県内病院が実施する臨床研修を修了（※5）	③ 県内病院が実施する臨床研修を修了（※5）		
		④ 専門研修を受ける場合は、県内病院が実施する専門研修を修了（※6）	

約について	キャリア形成プログラムに基づく契約	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度以降の地域枠入学者については、医師国家試験合格後、「山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラム」に基づく契約を県と結んでいただきます。 医師の確保を図るべき区域等に所在する特定公立病院等に原則4年間以上勤務する必要があります。 なお、キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなると認められる場合には、同契約に基づき、違約金をお支払いいただきます。 詳細は、次頁をご確認ください。
ン	卒前支援プラン	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度からの第1種・第2種貸与者は、大学在籍中は、継続して山梨県地域枠等医師キャリア形成卒前支援プランに参加することになります。

- ※1 令和2年度以降の地域枠入学者については、第二種医師修学資金の貸与を受けることが要件となります。また、**地域枠入学者については、上記の返還債務が免除になる期間について県内の特定公立病院等で勤務する旨の誓約書を提出していただきます。**
- ※2 公立病院等：官公立病院、救急告示病院 等
- ※3 知事の指定は、平成27年度以降の新規貸与者が対象になります。また、知事の指定は、山梨県地域医療支援センター（本人のキャリア形成と一体的に医師不足病院の医師確保を支援するため山梨大学医学部附属病院と山梨県が共同で設置している機関）で調整した後に行います。知事が指定する病院は、キャリア形成プログラムに基づきキャリア形成等を考慮して決定しますが、一定期間（4年以上）県内の医師確保を特に図るべき区域（甲府市と中央市以外の県内）等に所在する病院において医師として従事する必要があります。
- ※4 特定公立病院等：官公立病院、臨床研修病院、災害拠点病院、専門研修における基幹病院及び連携病院 等
- ※5 県内病院での臨床研修修了は、平成24年度以降の新規貸与者が対象になります。（北里大学地域枠入学者及び東京医科大学地域枠入学者は令和2年度以降の新規貸与者が対象になります。）
- ※6 県内病院での専門研修修了は、令和2年度以降の新規貸与者が対象になります。
- 注）貸与の決定、契約の締結に当たっては、必要に応じ、面接等を実施致します。また、貸与契約締結期間中は、必要に応じ、報告を求め、又は面接・面談等を実施致します。

キャリア形成プログラムに基づく契約について

概要

キャリア形成プログラムとは、医療法及び医師法の一部を改正する法律により、医療法に規定された、医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保及び能力開発や向上を図ることを目的として、都道府県が策定する配置方針です。

医師修学資金の貸与契約とは別に、地域枠医師として県内の医療機関における就業について、県と医師との間で新たに「山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラム」に基づく契約を締結します。※令和3年度地域枠による入学者から適用し、医師国家試験合格後に契約を締結します。

【山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラムの主な内容】

- ・医師免許取得後15年間のうち、臨床研修を含め通算9年間で、知事が指定する県内の特定公立病院等に勤務する。
- ・県内の臨床研修病院で臨床研修を行う。
- ・専門研修を受ける場合は、県内の基幹病院の専門研修プログラムを選択する。
- ・医師の確保を図るべき区域等に所在する特定公立病院等に原則4年間以上勤務する。

キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなると認められる場合には、同契約に基づき違約金を課します。

違約金

就業年数に応じて減額していき、県内就業の通算経過年数が9年間で違約金が0となります。なお、「貸与資金+利息+違約金」の支払総額は下記のとおりです。

		違約金 ※県内就業通算経過年数								
		1年 (7,488)	2年 (6,552)	3年 (5,616)	4年 (4,680)	5年 (3,744)	6年 (2,808)	7年 (1,872)	8年 (936)	9年 (0)
※卒業後年数	1年 (936)	17,784								
	2年 (1,872)	18,720	17,784							
	3年 (2,808)	19,656	18,720	17,784						
	4年 (3,744)	20,592	19,656	18,720	17,784					
	5年 (4,680)	21,528	20,592	19,656	18,720	17,784				
	6年 (5,616)	22,464	21,528	20,592	19,656	18,720	17,784			
	7年 (6,552)	23,400	22,464	21,528	20,592	19,656	18,720	17,784		
	8年 (7,488)		23,400	22,464	21,528	20,592	19,656	18,720	17,784	
	9年 (8,424)			23,400	22,464	21,528	20,592	19,656	18,720	17,784
	10年 (9,360)				23,400	22,464	21,528	20,592	19,656	18,720
	11年 (10,296)					23,400	22,464	21,528	20,592	19,656
	12年 (11,232)						23,400	22,464	21,528	20,592
	13年 (12,168)							23,400	22,464	21,528
	14年 (13,104)								23,400	22,464
	15年 (14,040)									23,400

※支払総額には、貸与資金9,360千円を含む。

※義務違反が確定した日より、日割りの違約金等が発生する場合があります。

※就業義務を果たせなかった理由がやむを得ないものとして認められる場合には利息、違約金ともに減額又は免除します。ただし、結婚、介護、子育て（産休・育休を除く）、家業の承継等多くの者が経験する事情については考慮しません。

申込案内

山梨大学医学部生・山梨大学大学院生の方へ

募集期間内に、「医師修学資金貸与申請書」（第1号様式）に、必要書類を添えて、山梨大学甲府キャンパス又は医学部キャンパスへ申し込みをしてください。
（申請書は山梨県医務課のホームページからもダウンロードできます）

医師修学資金貸与申請書類

- 医師修学資金貸与申請書**（第1号様式）
- 本人の住民票の写し**（本籍が記載され、申請の日前2月以内に発行されたもの）
※注 個人番号が記載された住民票の写しは受理できませんので、記載しないでください
- 連帯保証人の令和4年分所得を証明する書類及び印鑑証明書**
※ 別紙所得証明用紙に連帯保証人が必要事項を記入し、記名捺印したもの。所得額を確認できる書類（源泉徴収票の写し、確定申告書の写し等）を添付すること。
※ 連帯保証人について
申請に当たっては、以下の要件を満たす2名の連帯保証人が必要となります。
①独立の生計を営む者（連帯保証人同士が同一生計を営んでいないこと）
②修学資金の貸与を受ける者が未成年者の場合は、連帯保証人のうち一人は、親権者又は後見人
③一定の所得がある者（貸与全額の概ね1/3以上の所得がある者）
- 医師免許証の写し（第3種医師修学資金の貸与申請者のみ）**

北里大学医学部生（山梨県地域枠入学者）の方へ

募集期間内に、「医師修学資金貸与申請書」（第1号様式）に、必要書類を添えて、北里大学医学部事務室へ提出してください。
（申請書は山梨県医務課のホームページからもダウンロードできます）

医師修学資金貸与申請書類

- 医師修学資金貸与申請書**（第1号様式）
- 本人の住民票の写し**（本籍が記載され、申請の日前2月以内に発行されたもの）
※注 個人番号が記載された住民票の写しは受理できませんので、記載しないでください
- 連帯保証人の令和4年分所得を証明する書類及び印鑑証明書**
※ 別紙所得証明用紙に連帯保証人が必要事項を記入し、記名捺印したもの。所得額を確認できる書類（源泉徴収票の写し、確定申告書の写し等）を添付すること。
※ 連帯保証人について
申請に当たっては、以下の要件を満たす2名の連帯保証人が必要となります。
①独立の生計を営む者（連帯保証人同士が同一生計を営んでいないこと）
②修学資金の貸与を受ける者が未成年者の場合は、連帯保証人のうち一人は、親権者又は後見人
③一定の所得がある者（貸与全額の概ね1/3以上の所得がある者）

県外大学医学部生の方へ

募集期間内に、「医師修学資金貸与申請書」（第1号様式）に必要書類を添えて、山梨県医務課まで申し込みをしてください。

（申請書は山梨県医務課のホームページからもダウンロードできます）

医師修学資金貸与申請書類

- 医師修学資金貸与申請書**（第1号様式）
- 本人の住民票の写し**（本籍の記載されたもの。申請の日前2月以内に発行されたもの）
※注 個人番号が記載された住民票の写しは受理できませんので、記載しないでください
- 連帯保証人の令和4年分所得を証明する書類及び印鑑証明書**
※ 別紙所得証明用紙に連帯保証人が必要事項を記入し、記名捺印したもの。所得額を確認できる書類（源泉徴収票の写し、確定申告書の写し等）を添付すること
※ 連帯保証人について
申請に当たっては、以下の要件を満たす2名の連帯保証人が必要となります。
①独立の生計を営む者（連帯保証人同士が同一生計を営んでいないこと）
②修学資金の貸与を受ける者が未成年者の場合は、連帯保証人のうち一人は、親権者又は後見人
③一定の所得がある者（貸与全額の概ね1/3以上の所得がある者）
- 在学証明書**
- レポート（地域医療に対する考えを800字程度で）**

やまなしの医師確保 **検索**

申請書は、山梨県庁のホームページからダウンロードできます

https://www.pref.yamanashi.jp/imuka/ishikakuho/kakuhojigyo/shugakushikin_todokede.html



《問合先》

- ◎ 山梨県福祉保健部医務課 医療企画担当
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
Tel 055-223-1480 Fax 055-223-1486
- ◎ 山梨大学甲府キャンパス
山梨大学教学支援部学生支援課奨学支援グループ
〒400-8510 山梨県甲府市武田4丁目4-37
Tel 055-220-8053
- ◎ 山梨大学医学部キャンパス
山梨大学教学支援部学務課
〒409-3898 山梨県中央市下河東1110
Tel 055-273-9346
- ◎ 北里大学医学部 事務室学生課
〒252-0374 神奈川県相模原市南区北里1-15-1
Tel 042-778-9041